

J R東海労
大二運分会

交差点

No.387
2013年12月11日
責任者：高原弘幸
発行：教宣部

狙い撃ちボーナスカットに抗議！！

今回の年末手当に於いて、大二運分会の組合員が不当にもボーナスカットを受けました。

この組合員は、今回のボーナスカットで50歳(年度初年齢49歳)以降、早くも4回のボーナスカットを受けたことになり、仮に通算5回のカットを受ければ、差別賃金体系「専任V」の適用を受けることとなります。

すでに彼は会社の今、夏季手当の不当なカットに対して11月20日、大阪地方裁判所に損害賠償請求の労働審判に立っています。

そのことから、この年末手当のカットは、会社による報復行為であると言えるのではないのでしょうか！？

これまでこの組合員は50歳以降、出勤遅延、運転事故、不祥事等一切起こしていません。それにもかかわらず、かけられたカットはその理由など日常、どの乗務員でもありうる些細な事象を恣意的に理由に仕立てた管理者の裁量権の濫用であり、まさに狙い撃ちボーナスカットと言わざるを得ません。

12月5日、ボーナス明細を担当の新田助役から受け取り、カットを確認し、新田助役に理由を尋ねると「勤務実績」と応えるのみでした。

さらに、総務科の植西助役に尋ねても「私は知りません」と、いずれもまったく誠意のない納得がいかない対応でした。

社員の生活給であるボーナスを理由も言わず、勝手に減額するのは許せない行為です。それ相応の理由をハッキリ本人に伝え、仮に間違いや、おかしい点はまず、減額する前に正させるべきものです。

私たちは、カットありきの会社の姿勢に怒りをもって抗議すると同時に、労働審判に立った組合員を支え、共に闘います！